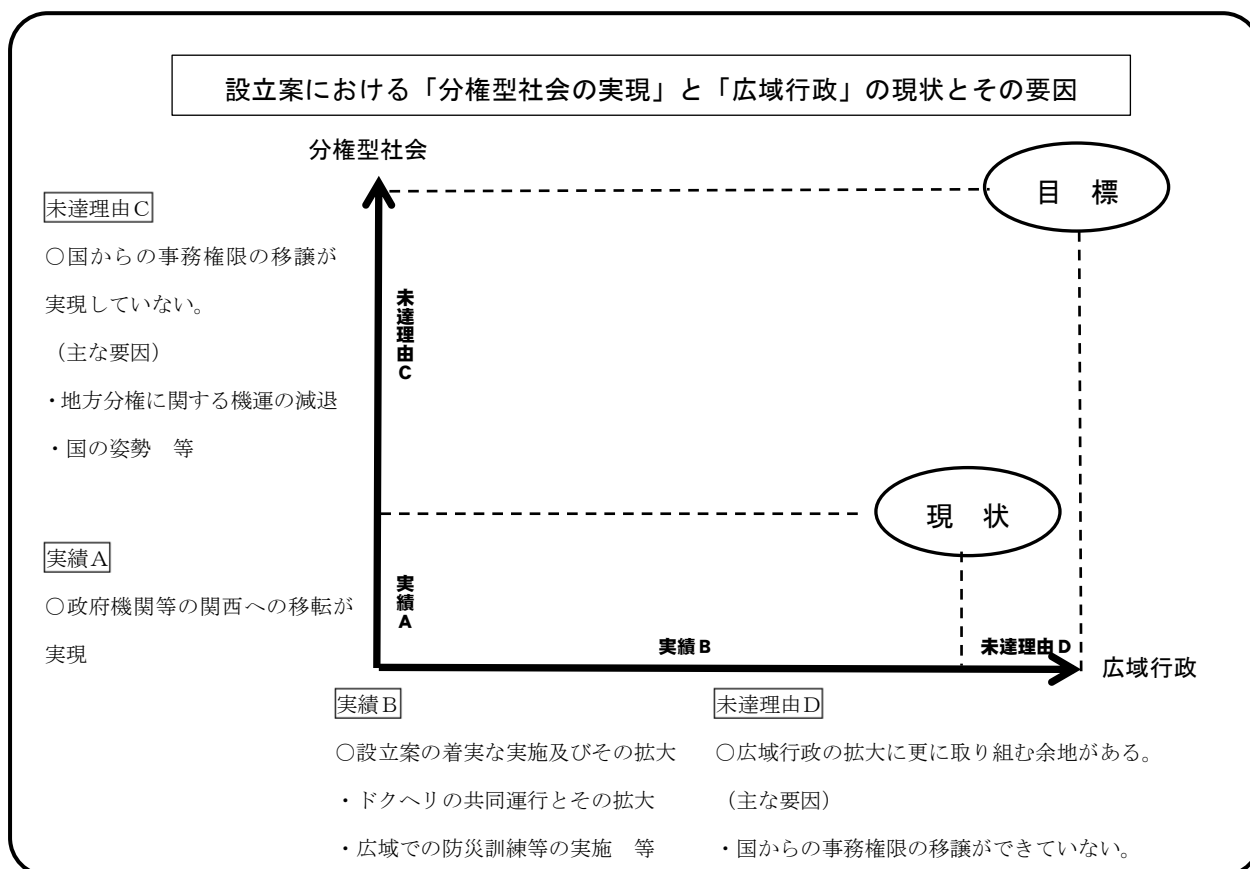


関西広域連合の設立のねらいと現在の到達点

関西から新時代をつくるため、複数府県からなる全国初の広域連合として、平成 22 年 12 月に設立した関西広域連合は 9 年目を迎えた。新たな飛躍に向けた議論を進めるに当たり、設立目的と現在の到達点について振り返る。

【設立案における「分権型社会の実現」と「広域行政」の現状及びその要因】



1 関西広域連合の設立のねらい

関西広域連合の設立案の冒頭には、「制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自らの政策順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要」であるとの認識のもと、「自主・自立の関西を実現するための具体的な手段として、(中略)ここに関西広域連合を設立する」と宣言している。

そして、設立のねらいとして、①地方分権改革の突破口を開く(分権型社会の実現)、②関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり)③国と地方の二重行政を解消する(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)の3つを掲げて取組を進めてきた。

関西広域連合の設立のねらい(関西広域連合設立案より)

① 分権型社会の実現

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、関西が全国に先駆けて立ち上げ、地方分権の突破口を開く。

② 関西全体の広域行政を担う責任主体づくり

南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害発生に備えた広域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急医療体制の確保等、関西が一丸となって広域行政を展開する。

③ 国の地方支分部局の事務の受け皿づくり

各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、出先機関を中心として国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政の解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指す。

2 関西広域連合の現在の到達点

関西広域連合の設立のねらいから、「広域行政の推進」、「分権型社会の実現」の2点を軸に、関西広域連合の現状について検討する。

関西広域連合の設立時の基本方針として、①まず一步を踏み出す(早期に実施可能な事務から取り組む)、②生活者重視の運営を行う(住民生活に直結する事務から取り組む)、③柔軟な参加形態とする(早期設立と全団体参加への道筋)、④簡素で効率的な執行体制とする(既存の組織を活用する)、⑤成長する広域連合を目指す(実施する事務を順次拡大する)、⑥これまでの広域連携の取組を発展させる(官民連携の蓄積を活かす)の6点を掲げている。

(1) 広域行政の推進

設立案に示された7分野及び企画調整事務について、設立に際して定めた基本方針に照らし、現在の到達点を考察する。

【設立時の基本方針※1と現在の取組】

- ① まず一步を踏み出す→関西広域連合の設立、7分野と企画調整等への着手
- ② 生活者重視の運営を行う→災害時の被災自治体の支援、広域救急搬送体制の確立等
- ③ 柔軟な参加形態とする→平成24年政令市の参加、平成27年奈良県の参加等
- ④ 簡素で効率的な執行体制とする→業務首都制の採用
- ⑤ 成長する広域連合を目指す→スポーツ部、農林水産部の設置、医薬品販売に係る登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験に係る事務の追加等
- ⑥ これまでの広域連携の取組を発展させる→関西観光本部の設立等

【設立当初の事務案と基本方針に照らした取組成果例】 上記(※1)の6つの区分で整理している

	設立当初の事務	基本方針に照らした取組の成果例
広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西広域防災計画」の策定 ・災害発生時の相互応援体制の強化 ・近畿府県合同防災訓練の実施 ・防災分野の人材育成 ・救援物資の共同備蓄の検討・実施 ・広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施 ・広域防災に関する検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震、大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等での被災自治体の復興支援（基本方針②）
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西観光・文化振興計画」の策定 ・広域観光ルートの設定 ・海外観光プロモーションの実施 ・「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設 ・「通訳案内士」（全国）の登録等 ・関西全域を対象とする観光統計調査 ・関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域観光・文化振興に広域スポーツ振興担当を設置（基本方針⑤） ・関西観光本部の設立（基本方針⑥）
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西産業ビジョン」の策定 ・関西における産業クラスターの形成 ・公設試験研究機関の連携 ・合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施 ・新商品調達認定制度によるベンチャー支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域産業振興に農林水産担当を設置（基本方針⑤）
広域医療	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西広域救急医療連携計画」の策定 ・広域的なドクターヘリの配置・運航 ・広域救急医療体制充実の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指したドクターヘリによる広域救急搬送体制の確立（基本方針②）
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・「関西広域環境保全計画」の策定 ・温室効果ガス削減のための広域取組 ・府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・府県を越えた鳥獣保護管理（基本方針②）
資格試験・免許等	<ul style="list-style-type: none"> ・調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ・准看護師に係る試験実施・免許交付等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品販売に係る「登録販売者試験」及び「毒物劇物取扱者試験」の移管準備（基本方針⑤）
広域職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・広域職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成府県市の研修の開放（基本方針④）
その他の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる行政の推進に係る政策の企画及び調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」等必要な事務の実施（基本方針⑤）

構成団体の参加及び組織	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合の設立（基本方針①） ・業務首都制による事務執行（基本方針④） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市、堺市参加（平成 24 年 4 月） ・京都市、神戸市参加（平成 24 年 8 月） ・奈良県参加（平成 27 年 12 月） （基本方針③）
-------------	---	---

広域行政については、設立の狙いや基本方針に沿った取組が進展しており、概ね着実に進んでいるといえる。

一方で、広域行政の取組の成果を活かした国出先機関の事務の受け皿づくりについては、地方分権の機運の停滞により、進んでいない状況にある。

(2) 分権型社会の実現

設立案においては、①国出先機関からの事務移譲として、本省において実施すべきものや府県・政令市において国から事務移譲を受けて実施するものを除き、関西の広域課題の解決に資する、府県域を越える事務について、国から事務移譲を受けて一元的に処理することにより、国と地方の二重行政を解消することや、②国からの権限・財源の移譲を受けて新たな事務を行うこと、③設立当初から処理している各分野において、国から事務移譲を受けることによりさらに拡充を図ること、を掲げている。

関西広域連合は設立後から、国出先機関対策委員会を設置し、国の出先機関の丸ごと移管に係る取組を進めてきたが、政権交代を機に、国の出先機関改革の機運は減退した。関西広域連合は、地方分権の突破口を開くために引き続き国出先機関の丸ごと移管を求めてきたほか、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限等についてもその権限移譲を求めてきた。

現在も、国の地方分権改革の中で、必要な事務・権限の移譲を求めて取り組んでいるが、国においては、地方分権の機運が減退する中で、関西広域連合設立のねらいには及ばない状況である。

一方で、政府機関等の地方移転の推進に取り組むなど、関西広域連合の役割である、東京一極集中の是正や国土の双眼構造の実現に向け、構成府県市とともに取組を進めているところである。